

## 目次

寅さんの「愛」——不可視な翻訳文化.....	1
法文化学会第 19 回研究大会・総会を終えて.....	2
法文化学会第 20 回研究大会について.....	3
叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』.....	4
叢書第 15 巻の刊行について.....	4
叢書第 16 巻の編集について.....	4
叢書第 17 巻の発刊について.....	4
法文化叢書第 17 巻『法を使う／紛争文化』(仮)原稿募集のご案内.....	4
事務局からのお知らせ.....	5
新任理事あいさつ.....	5
2015 年度会計報告.....	5
年会費納入のお願い.....	5
入会の申込について.....	5

## 寅さんの「愛」——不可視な翻訳文化

法文化学会理事長 岩谷十郎（慶應義塾大学）

この間、休日の午後、山田洋次監督の「男はつらいよ」の DVD を借りてきた。全 49 作を数える長大なシリーズだが、そこに一貫するテーマは、渥美清扮する寅次郎の「愛」である。各作品を彩る女優たちは、恋多き寅さんと、残念ながらいつも成就しないその結末とを暗示している。その日借りた DVD は、1976(昭和 51)年の第 18 作目(「寅次郎純情詩集」)だったが、そこでの綾(京マチ子)と寅次郎の場合も例外ではなかった。

この物語では、不治の病におかされた綾と、そ

の家を頻繁に訪ね、持前の人のよさと明るさで懸命に綾を励ます寅次郎との交流が描かれる。晩秋の落ち葉舞い散る縁側でのとりとめなく過ぎてゆく二人の時間の中に、寅さんの飾り気のない優しさが滲んでゆく。

教会での綾の葬儀が終わった後、娘の雅子(檀ふみ)が感謝を込めて寅さんを見つめて尋ねる。「寅さんは母を愛して下さっていたのよね」と。その瞬間、「えっ？」と困惑した寅さんの顔が画面に広がるのだが、この時、実は観ている私もた

じろいでいた。

「愛」という言葉に引っかかったのである。昔から日本にも男女の仲を「恋」とか「愛」、あるいは、「情」とか「色」などの表現を用いて示したことはあった。これに対し「恋愛」という言葉は、明治時代以降に Love の翻訳語として定着した。

この舶来概念と旧来からの日本の「恋」や「愛」の大きな違いは、前者が肉体を離れた魂や心の結びつきを本旨とするのに対し、後者が常に肉体と心を切り離さない一体のものとする点にあるとされる(柳父章『翻訳語成立事情』)。そのため明治の知識人の中には、外来の新しい「愛」は旧来の愛に比べより高尚なものであるとの理解が成立した。その Love の意味での「愛」の言葉が寅さんに向けられたと私には思え、違和感を覚えたのかもしれない。

確かに寅さんの「愛」はいつもプラトニックで終わる。死の道を歩む母親にとことん寄り添う寅さんの姿にクリスチャンの雅子は、キリスト教的な「無私の愛」でも見たのかもしれない。あるいは自

らも未だ知らない「愛」なるものを、寅次郎を通して知ったというのであろうか。もしそうだとすれば、むしろ Love の「愛」は寅さんにふさわしいはずだが、彼もこの言葉にととても当惑したのである。

「愛」という言葉に照れくささが伴う、といったら笑われるかもしれないが、やはり上で述べた「翻訳語起源性」がそこに作用しているのかもしれない。現代日本人の日常において、自らの心の裡を示すなじみ深い言葉として「愛」は未だ定着しているとは思えない。

同様に「権利」という言葉が翻訳語であることを我々は知っているが、よき隣人であるためには、その言葉はむしろ日常的にはあまり口にしない方がよい、とされる。

普段使う言葉が翻訳語であるか否かを気にして生活している者はそう多くはなからう。もはや明治時代の話でもない。

だが、ひょんなところから「異文化」が顔をのぞかせる時がある。寅さんの見せたとまどいの表情のように。

## 法文化学会第19回研究大会・総会を終えて

高塩 博 (國學院大學)

法文化学会第19回研究大会は、「刑罰の法文化」のテーマのもとに、2016年11月19日(土)、國學院大學渋谷キャンパス(130周年記念5号館301教室)において開催された。

午前10時、岩谷十郎理事長の挨拶とともに開会。今回は5本の報告がすべてテーマ報告であったので、冒頭に高塩の趣旨説明が行われ、早速に本題に突入した。午前の第1報告は、高田久美氏(中央学院大学)の「明治初期財産刑における「贖い」と「刑罰」」であった。この報告は、「刑罰の近代化」という視点のもと、「財産の剥奪という制裁が法典上に編成される様相を明らかにすること」を目指したものである。第2報告は、

「近世・近代刑事法改革における量刑論と「罪刑均衡」と題する藤本幸二氏(岩手大学)の報告である。ドイツの「啓蒙期刑事法改革」において目指された「罪刑均衡」がどのようであったかを再検討することにより、「今後の量刑論の行く末を考える」一助としようとしたものであった。

午後の第1報告は、王雲海氏(一橋大学)の「犯罪と刑罰の法文化——中国・日本・米国の比較から」と題するものであった。「犯罪、刑罰、刑事司法に関する中、日、米の具体的違い」をあげて犯罪と刑罰の関係に見られる各国の特徴を指摘し、その上であらためて「文化」「法文化」を問い直す報告であった。午後の第2報告は、松澤

伸氏(早稲田大学)による「スウェーデンの刑罰理論について——刑罰文化を踏まえた一考察」である。「ヨーロッパ大陸法諸国の中でも、独自の法文化を有している」といわれるスウェーデン法を取り上げて、その刑罰思想の変遷をたどり、「現代におけるスウェーデンの刑罰理論から、我が国が何を学ぶことができるか」を問うた報告であった。午後の第3報告は「現在日本の一般人と統治者の刑罰観」と題する河合幹雄氏(桐蔭横浜大学)の報告であった。本報告は、日本の刑事訴訟における「一審有罪率 99.9%以上」という際立つ特徴を題材として、「行政機関における無謬性へのこだわり」と「犯罪者が、いさぎよく罪を認め、反省し、更生するといった理想形の存在」とを指摘するとともに、「一般人の刑罰観」にお

ける「更生へのこだわりの強さ」の存することを示した。

「刑罰の法文化」という統一テーマのもとではあるが、5本の報告は題材、地域、研究手法のいずれをとっても多彩なもので、質疑応答も盛んにおこなわれた。申し訳ないことに、時間の制約から質疑を打ち切る場面もあった。そのため、懇親会の開始を若干遅らせる有様であった。

総会においては、報告者を含めた5名の新入会員の入会が承認された。更に、第10期の理事選挙が行われ、理事会の互選によって岩谷十郎理事が理事長に再任された。

なお、受付業務をはじめとして、運営については事務局の応援をうけての開催であった。この場を借りて御礼申し上げます。

## 法文化学会第20回研究大会について

第20回研究大会を以下の要領で開催いたします。報告を希望される方は、8月末日までに、企画担当者までご連絡ください。大会テーマでの報告者は、叢書に執筆いただくことになっております。テーマにつきましては、叢書第17巻編集についての下記の趣旨説明をごらんください。また、自由報告も予定しておりますので、大会テーマ以外の題目で報告を希望される方も歓迎いたします。

なお、報告希望者多数の場合は、叢書刊行委員会および開催校で相談のうえ、報告者を決めさせていただきますので、予めご承知おきください。

1. 日程: 2017年11月11日(土)
2. 会場: 上智大学四ツ谷キャンパス  
〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1
3. テーマ: 法を使う／紛争文化(仮)

**開催校からのお願い** ご報告をご希望される方は、事務局まで、氏名・所属・連絡先・報告の題目(仮題でかまいません)をご明記の上、上記日付までに、以下のいずれかの要領でお送り下さい。なお、研究大会に関するお問い合わせも以下にてお受けいたしております。

- ・郵便: 〒225-8503 神奈川県横浜市青葉区鉄町1614 桐蔭横浜大学法学部内法文化学会事務局
- ・E-mail: [admin@legalculture.org](mailto:admin@legalculture.org)

\* ご報告いただく方には、9月初旬頃に会員連絡用のご報告要旨のご提出をお願い申し上げます。これにつきましては、後日、開催校よりご連絡させていただきます。

## 叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』

### 叢書第15巻の刊行について

法文化叢書第15巻『身分——法における垂直関係と水平関係』(編者:中野雅紀会員)は編集作業をほぼ完了して、印刷製本を待つばかりとなりました。9月中の刊行を予定しておりますので、楽しみにお待ちください。編集・執筆にご協力くださいました方々、お疲れ様でした。

### 叢書第16巻の刊行について

叢書第16巻『刑罰の法文化』(編者:高塩博会員)の編集が鋭意進められております。来年春の刊行を目指して、現在編集が進められておりま

す。編集・執筆にご協力くださっている方々、宜しくお願い申し上げます。

### 叢書第17巻の発刊について

叢書刊行委員会では、叢書第17巻のテーマを「法を使う／紛争文化」(仮)とすることにいたしました。執筆を希望される会員は、趣旨説明をお読みの上、下記の申込締切日までに学会事務局に題目(仮題で結構です)をご提示の上、お申し込みください。なお、採否は編者とともに編集委員会が決定いたしますので、その旨ご承知おきください。

## 法文化叢書第17巻『法を使う／紛争文化』(仮)原稿募集のご案内

法文化叢書第17巻編集担当 松本尚子 (上智大学)

n-matsum@sophia.ac.jp

「人はいつ裁判に訴えるのか。」「紛争解決の手段はどのように選択され、あるいは回避されるのか。」叢書17巻では、こうした問いを様々な法文化の枠組みから論じていただきたいと考えている。従来から法文化叢書は、裁判に限らず、広い意味での紛争解決制度やその担い手にも光を当ててきた。今回はその蓄積を踏まえ、制度利用者の行動や戦略に焦点を当てた論考を募集する。理論的考察も大歓迎であるが、具体的な紛争内容(現代ならたとえば消費者契約や公害)や当事者類型の分析を射程に入れた寄稿をお願いしたい。比較法・法制史・法社会学・法哲学・法と経済など様々な学問領域からの応募を期待している。

なお、今秋開催の第20回研究大会では、現在のところ、上記のテーマについて5名の方が報告して下さる予定である。当日は、法史学や法社会学・社会学の分野を中心に、中世から現代までの日本、東アジア、ヨーロッパを対象とした議論が展開されることが見込まれる。

1. 原稿申し込み締切日: 2017年8月31日
2. 原稿提出締切日: 2018年8月31日(締切日厳守、完成原稿を電子媒体で提出)
3. 刊行予定: 2019年7月
4. 原稿枚数: 20,000字以内

## 事務局からのお知らせ

### 新任理事あいさつ

森村進理事(一橋大学): 昨年の秋一橋大学で同僚の王雲海先生に出くわしたとき、私が法文化学会の理事に選ばれたということを聞いてびっくりしました。これまでこの学会では一度発表した他にはあまり積極的に参加してこなかったからです。しかしこの機会に心を入れ替え、法哲学を専攻する者としての経験も生かしてこの学会に貢献したいと存じます。学会員の方々におかれてはどうかよろしく申し上げます。

### 2015年度会計報告

2015年度の会計(2015年4月1日～2016年3月31日)は、真田芳憲・佐々木有司の両会員に以下に掲げる内容で監査をいただき、上記総会にて承認されました。

### 2015年度 収支

総収入	1,212,036
総支出	23,209
次年度繰越金	1,188,827

### 2015年度 収入内訳

年会費	510,000
前年度繰越金	644,436
大会収入	57,600
計	1,212,036

### 入会の申込について

下記の学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできます。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴(在学中を含む)と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

### 2015年度 支出内訳

郵送費	18,860
文具代	2,349
人件費	2,000
計	23,209

### 年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2017年度(2017年4月1日～2018年3月31日)の会費(5,000円)の納入をお願いいたします。

なお、本学会の年会費 5,000 円には、機関誌である叢書『法文化-歴史・比較・情報』の割引購読料 3,000 円が含まれております。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい(なお、入れ違いで納入いただいている場合もあろうかと存じます。その際は、不手際をご海容下さい)。

郵便振替口座番号: 00130-4-659540

口座名義: 法文化学会

### \* 年会費納入に関するご注意

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。

#### 法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ [www.legalculture.org](http://www.legalculture.org) を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。